

北アルプス地域滞在型周遊デジタルスタンプラリー（システムの企画・設計・運営等）業務 公募型プロポーザル方式実施公告

製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る公募型プロポーザル方式実施要領（平成28年3月31日付け27契検第160号。以下「実施要領」という。）に基づき、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定するため、次のとおり企画提案書を公募します。

令和6年5月10日

北アルプス地域振興局長

1 業務の概要

(1) 業務名

北アルプス地域滞在型周遊デジタルスタンプラリー（システムの企画・設計・運営等）業務

(2) 業務の目的

グリーンシーズンにおける観光消費額の増大につなげるため、北アルプス地域全体で周遊観光を促すデジタルスタンプラリーを行い、北アルプス地域の魅力を発信することにより、地域全体で通年誘客と滞在日数の長期化を図ることを目的として、本事業を実施する。

(3) 業務内容

- ① デジタルスタンプラリーのシステム企画・設計
- ② デジタルスタンプラリーの管理運営
- ③ デジタルスタンプラリー実施後の実績報告
- ④ チラシ、ポスター及びポイント付与用2次元バーコードのポップ作成・印刷

(4) 仕様等

別添委託仕様書（案）のとおりに

なお、当該委託仕様書（案）の委託業務の内容は現時点での予定であり、今後、提案内容を踏まえて契約当事者間の協議に基づき変更する可能性がありますので、ご了承ください。契約後の変更については、その都度協議させていただきます。

(5) 企画提案を求める具体的内容の項目

地域の多くの観光施設等が参加し、より多くの旅行客が当地域に関心を持ってデジタルスタンプラリーを利用し、周遊を楽しむことができるシステムを提案すること。

(6) 業務の実施場所

長野県北アルプス地域振興局管内一円（大町市、池田町、松川村、白馬村、小谷村）

(7) 履行期間又は履行期限

契約の日から令和6年12月27日（金）

(8) 費用の上限額

1,377,000円（消費税額及び地方消費税の額を含む。）

2 応募資格要件

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければなりません。これらの要件を満たさない者が行った実施要領第19の企画提案書の提出から第31の契約の締結までの手続は無効とします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項又は財務規則第120条第1項の規定により入札に参加することができない者でないこと。
- (2) 物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。

- (3) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月18日付け22建政技第337号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 法人にあつては都道府県税、消費税及び地方消費税、個人にあつては都道府県税、消費税、地方消費税及び個人住民税（個人の市町村民税・都道府県民税）を完納していること。
- (6) 労働保険、厚生年金保険及び健康保険に加入する義務がある者にあつては、これらに加入していること。
- (7) 過去5年間に、同種又は類似の業務の実績を有していること。

3 参加申込書の作成・提出

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次に掲げる事項に留意の上、参加申込書を提出するものとします。提出期限（(4) ①）までに参加申込書を提出しない場合は、企画提案書を提出することができません。

(1) 提出書類

- ① 参加申込書（様式第3号）
- ② 参加要件具備説明書類総括書（様式第3号の附表）
- ③ 誓約書（様式第3号の2）

(2) 参加申込書記載上の留意点

- ① 同種又は類似の業務の実績
 - ・会社としての実績とし、記載件数は3件以内とする。
 - ・公告の日から過去5年間に履行した業務を対象とする。
 - ・実績を証する契約書の写しを添付すること。
- ② 当該業務の実施体制
 - ・最近の主な業務経歴は、公告の日から過去5年間に履行した業務を対象とする。

(3) 担当課・問い合わせ先

〒398-8602 長野県大町市大町1058-2
 長野県北アルプス地域振興局商工観光課 担当 若林
 電 話 0261-23-6523
 F A X 0261-23-2934
 メール kitachi-shokan@pref.nagano.lg.jp

(4) 参加申込書の提出期限並びに提出先及び方法

- ① 提出期限 令和6年5月16日（木）（土曜日、日曜日及び休日※は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで）
 【(注) 長野県の休日を定める条例（平成元年長野県条例第5号）第1条に規定する県の休日をいう。以下同じ。】
- ② 提出先 3(3)に同じ。（メールも同様）
- ③ 提出方法 持参、郵送又はメールとします。

なお、メールにより提出された場合は、様式第3号の2の正本を後日1部郵送してください。

また、郵送の場合は提出期限までに北アルプス地域振興局商工観光課に到達したもの、メールによる場合は、提出期限までに提出先のメールアドレスで受信できた

ものに限ります。郵送又はメールで提出した場合は、到達したことを電話で3(3)の担当者に確認してください。

(5) 応募資格要件の審査

応募資格については、参加申込書及び資格要件具備説明書類に基づき審査します。

(6) 非該当理由に関する事項

- ① 参加申込書を提出した者のうち、応募資格要件に該当しなかった者に対しては、該当とならなかった旨及びその理由(非該当理由)を企画提案書の提出期限(6(3)①)の3日前までに、書面により北アルプス地域振興局長から通知します。
- ② 上記①の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日(土曜日、日曜日及び休日は除く。)以内に、書面(様式自由)により北アルプス地域振興局長に対して非該当理由について説明を求められます。
- ③ 非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日(土曜日、日曜日及び休日は除く。)以内に書面により回答します。
- ④ 非該当理由の説明請求の受付
ア 受付場所 3(3)に同じ。
イ 受付時間 上記②の期間中、午前9時から午後5時まで。(土曜日、日曜日及び休日は除く。)

(7) その他の留意事項

- ① 応募資格要件の非該当者以外の者への通知は行いません。
- ② 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届(任意様式)を提出してください。

4 説明会

参加申込書提出者に対し、次のとおり説明会を開催します。

なお、プレゼンテーション参加には説明会への出席が条件となります。

- (1) 開催日時 令和6年5月17日(金) 午前10時から
- (2) 開催場所 オンラインにより開催予定
(詳細については参加申込書提出者に別途連絡します。)

5 不明な点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

- (1) 受付場所 3(3)に同じ。
- (2) 受付期限 令和6年5月20日(月)
- (3) 受付時間 午前9時から午後5時まで。(土曜日、日曜日及び休日は除く。)
- (4) 受付方法 業務等質問書(様式第6号)をメールにより提出するものとします。
- (5) 回答方法 北アルプス地域振興局長が求める企画提案項目に係る質問及び企画提案書の提出等の事務手続に係る一般的な質問の場合は、令和6年5月22日(水)までに長野県公式ホームページで公表します。

6 企画提案書の作成・提出

(1) 提出書類

- ① 企画提案書(様式第8号)
- ② 企画書(様式第8号附表及び参考資料)
- ③ 会社の概要が分かるもの(法人の場合のみ:写し可)
- ④ 企画書記載上の留意事項
ア 別添委託仕様書(案)に示した内容を踏まえた上で、1(5)に係る具体的な内容を記

載してください。

イ 様式第8号附表「7 再委託の予定」又は「8 企画協力等の予定」記載欄には、当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の企画協力を受けて業務を実施する場合に記載してください。ただし、業務の全部又はその主たる部分を第三者に再委託することはできません。

(2) 企画提案書に関する質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

- ① 受付場所 3(3)に同じ。
- ② 受付時間 午前9時から午後5時まで。(土曜日、日曜日及び休日は除く。)
- ③ 受付方法 業務等質問書(様式第6号)をメールにより提出するものとします。
- ④ 回答方法 企画提案内容に係る質問の場合は、原則として非公開としますが、質問者に対してはメールにより回答します。

(3) 企画提案書の提出期限並びに提出先及び方法

- ① 提出期限 令和6年5月27日(月)(土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は持参の場合は、午前9時から午後5時まで、それ以外の場合は午後6時まで)
- ② 提出先 3(3)に同じ。(メールも同様)
- ③ 提出部数 8部(うち原本1部)
- ④ 提出方法 持参又は郵送とし、併せてメールで企画書のデータを送付してください。
ただし、郵送の場合は提出期限までに北アルプス地域振興局商工観光課に到達したものに限り、郵送で提出した場合は、必ず、到達したことを電話で3(3)の担当者に確認してください。

(4) 企画提案の選定基準

企画提案は、次の基準に基づいて選定されます。

項目	評価内容	配点
ア 業務の内容	・業務の目的、仕様の内容を満たした提案となっていること ・実施手法等が業務目的を実現する上で、有効であること	40
イ 業務の実施体制	・業務を適切に行うことができる体制が整っていること	20
ウ 業務についての経験若しくは技術的適正の有無に関する事項	・業務を適切に行うことができるノウハウ、実績等が十分であること	15
エ 業務に要する経費及びその内訳	・業務の実績に係る必要性経費が適切に見積もられていること	10
オ その他業務の目的を達するために有効な事項	・北アルプス地域の実情、特性を踏まえた提案であること ・現実的かつ効果的な提案であること	15
合計		100

(5) 企画提案の選定の方法

- ① 企画提案の配点の合計点について最高点となった者を見積業者に選定します。なお、最高得点が複数だった場合は、その中から企画提案評価会議構成員で協議の上、決定します。
- ② 企画提案書の選定に当たっては、企画提案評価会議を開催し、提出書類及びプレゼンテーションにより評価を行いますので、出席してください。

③ プレゼンテーションの実施日時及び場所

令和6年5月31日（金） 午前10時から 大町合同庁舎3階 301号会議室

※オンライン併用予定

(6) 選定者、非選定者への通知及び公表に関する事項

- ① 企画提案書を提出した者のうち企画提案が選定され、見積業者に選定された者に対して、その旨を見積業者選定通知書により北アルプス地域振興局長から通知します。
- ② 上記①以外の者に対して、選定されなかった旨及び選定しなかった理由（以下「非選定理由」という。）を見積業者非選定通知書により北アルプス地域振興局長から通知します。
- ③ 見積業者を選定したときは、遅滞なく、見積業者選定経過書及び企画提案評価会議評価書を長野県公式ホームページに掲載するとともに、北アルプス地域振興局商工観光課において閲覧に供します。

(7) 非選定理由に関する事項

- ① 6(6)②の見積業者非選定通知書を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により北アルプス地域振興局長に対して非該当理由について説明を求めることができます。
- ② 非選定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内（土曜日、日曜日及び休日は除く。）に書面により回答します。
- ③ 非選定理由の説明請求の受付
ア 受付場所 3(3)に同じ。
イ 受付時間 上記①の期間中、午前9時から午後5時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

(8) その他の留意事項

- ① 企画提案書は複数提出することはできません。
- ② 提出された企画提案書の内容は、変更することができません。
- ③ 提出された企画提案書は、返却しません。
- ④ 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- ⑤ 提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外には提出者に無断で使用しません。
- ⑥ 参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載をした者並びにプレゼンテーションにおいて虚偽の説明をした者は、失格とするとともに、虚偽の記載又は説明をした者に対して入札参加停止を行うことがあります。

7 契約書案

別添委託契約書（案）のとおり

8 見積書の提出

- (1) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して3日以内（3日目が土曜日、日曜日及び休日の場合は、休日明けまで、メールによる場合は該当日の午後5時まで）に、見積書（様式第14号）を指定された方法により北アルプス地域振興局長に提出するものとします。
- (2) 見積書が、上記(1)の期限までに到達しないときは、当該見積は無効とします。
- (3) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、見積を辞退しようとするときは、理由を示した辞退届を提出してください。
- (4) 見積を辞退した者は、これを理由として、以降の公募型プロポーザル方式等への参加について不利益な扱いを受けることはありません。

9 契約経過の公表

契約を締結した場合は、遅滞なく、契約業務名、履行場所、業務概要等の契約情報について、長野県公式ホームページに掲載するとともに、北アルプス地域振興局商工観光課において閲覧に供します。

10 その他

(1) 契約書作成の要否

必要とします。

(2) 関連情報を入手するための窓口

3 (3)に同じ。

(3) 必要に応じて参加申込に関する照会を行う場合があります。

(4) 本業務の委託仕様書は、契約候補者が提出した企画提案書が基本となりますが、契約候補者と県との協議により最終的に決定します。なお、協議が整わなかった場合は、契約を締結せず、次点者と協議を行うものとします。

(5) 企画提案書の補足資料がある場合には、プレゼンテーション時に提出することができます。